

令和5年度 第1回 自主防災会長・委員長会議

日時・会場 (川根地区) 令和5年5月11日(木) 午後7時から
川根支所2階 大会議室
(金谷地区) 令和5年5月12日(金) 午後7時から
夢づくり会館 2階学習の部屋
(島田地区) 令和5年5月18日(木), 19日(金) 午後7時から
プラザおおるり 3階大会議室

次第

ページ

開会

挨拶

職員の紹介

1	島田市防災教室について	3
2	自主防災会が保有する資機材の一斉点検について	3～5
3	自主防災関係年間事業予定	6～7
4	自主防災組織育成対策補助金について	8～12
5	令和5年度に期限が切れる非常食等の配付について	13
6	わたしの避難計画について	14～17
7	島田市の初期水防体制について	18
8	島田市水防訓練の実施について	19～20
9	大規模風水害への対応について	21
10	風水害を想定した「情報伝達訓練」の実施について	22
11	島田市総合防災訓練について	23～24
12	役員の変更に伴う同報無線戸別受信機の引継ぎについて	25
13	衛星携帯電話の管理について	26～27
14	島田市地域防災リーダー養成講座について	28
15	令和5年度家具等転倒防止事業について	29～30

質疑応答

閉会

令和5年度 危機管理課事務分担表

係名	事務内容	職名	氏名
危機管理部長	統括	部長兼危機管理監	今福 博文
危機管理課長	課事業統括	課長	杉本 正晴
危機管理担当	危機管理課の総括補佐 危機管理担当総括 防災会議 国民保護協議会 災害対策本部 防災訓練（全般統括、災対本部） 職員動員訓練 地域防災計画（原子力災害対策編） 防災協定の監理(防災応援協定の締結・調整) 原子力防災（広域避難計画、避難訓練、環安連） 新型感染症、防疫対策計画 新型コロナウイルス対策 自衛隊等受援対応 防災マイスター講座	課長補佐 兼係長	大池 信司
	国土強靱化地域計画 進捗管理 国民保護計画 地域防災計画（原子力災害対策編以外） 業務継続計画 アクションプログラム 家具転倒防止（耐震シェルターほか含む） 防災フェア 防災標語コンテスト 防災講演会 地域防災リーダー養成講座 出前講座	主事	永田 真澄
	危機管理課庶務 地震・津波対策等減災交付金 地震防災緊急事業五カ年計画 地震対策緊急整備事業計画 東日本大震災被災者支援 自衛官募集事務 防災教室	書記	杉山 耕平
危機対策担当	危機対策担当総括 避難所運営 新型コロナウイルス対策 デジタル式同報系防災行政無線整備 総合防災訓練・地域防災訓練 防災チャレンジ運動会 防災インフォメーション「まもりびとしまだ」管理	係長	進士 豪人
	通信機器更新・維持管理 同報無線運営・機器等維持管理 デジタル式同報系防災行政無線整備 県防災システム「F U J I S A N」管理 総合防災訓練・地域防災訓練 大規模停電対策事前伐採	主査	藺田 展之

令和5年度 危機管理課事務分担表

	<p>初期水防体制の維持管理（水防法） 土砂災害（特別）警戒区域の管理（土砂法） 水防訓練・土砂災害防災訓練 水防計画・避難判断マニュアル 防災備蓄品の管理更新（水、食料、簡易トイレ、車いす等） 防災センター維持管理（西部・阿知ヶ谷） 要配慮者避難確保計画の管理 流域治水・大規模減災協議会 危機管理水位計設置・管理 わたしの避難計画作成</p>	書記	櫻庭 一生
	<p>自主防災組織育成・強化 地区防災マップ作成 市有建築物耐震化 要配慮者支援 総合防災訓練（自主防災参加訓練担当） 防災用資機材の整備管理（給水タンク、倉庫、ポンプ等） ドローン運用、ドローン隊運営</p>	事務員	山下 功記
消防担当	<p>消防担当総括 静岡県消防協会志太支部事務（常任幹事） 消防団事務（団運営）正副団長会議、本部会議、式典等 消防団事務（団員管理）入退団処理、公務災害 消防団事務（表彰全般） " （総務企画部担当） " （分団・機能別分団担当） 土地利用申請の窓口</p>	係長	岩本 誠也
	<p>常備消防の施設管理、借地 常備消防の窓口 消防団員 被服等貸与 消防団施設・資機材整備管理 消防団事務（訓練指導部担当） 消防団事務（団員管理）報酬、交付金処理等 消防水利（耐震性貯水槽、消火栓整備・維持管理） 志太支部消防操法大会（企画、調整、運営）</p>	主事	北川 竜也
	消防団庶務全般	主任	天野 裕継
危機管理専門官	<p>課業務全般への助言 新型コロナウイルス対策</p>	専門官	眞部 和徳

問合せ先 住所：〒427-0042 島田市中心街5番の1 プラザおおるり2階
 電話：36-7320（危機管理担当） 36-7212（消防担当）
 36-7143（危機対策担当） F A X：35-6000

1 令和5年度 島田市防災教室について

今年度も応急手当に関する正しい知識と技術を身に付けるため、「普通救命救急講習Ⅰ」相当の内容で防災教室を開催する予定です。開催時期については昨年度と同様、11月頃を予定しています。受講者募集・講座日程等の詳細については、第2回自主防災会議（7月）にてお知らせします。

【問合せ先】

危機管理担当 杉山 TEL. 36-7320

2 自主防災会が保有する資機材の一斉点検について

今年度も各自主防災会で保有または貸与された可搬式消防ポンプ、発電機及びろ水機の一斉点検を以下のとおり開催しますので、御参加いただきますようお願いいたします。

島田会場

1 日 時 令和5年6月24日（土） 午前9時30分から正午まで
※雨天延期 予備日7月1日（土） 午前9時30分から正午まで

2 場 所 島田消防署

※消防署では一斉に点検をするスペースがないため、下記のとおり5つのグループに分け点検を実施することとします。お手数ではありますが、各グループの開始時間までに消防署駐車場にお越しください。

グループ1

（午前9時30分から10時）

- ・河原町・稲荷町・向谷町・向谷元町・三ッ合町・本通一丁目・大井町・本通二丁目・扇町
- ・日之出町・向島町・宮川町・中溝町・若松町・横井町・栄町

グループ2

（午前10時から10時30分）

- ・大川町・本通五丁目・新町通・本通六丁目・南町・高砂 宝来・本通三丁目・幸町
- ・本通四丁目・柳町・大津通・本通七丁目・祇園町・新田町・花みずき中央自治会・元島田

グループ3

（午前10時30分から11時）

- ・元島田東町・松葉町・旭町・御仮屋町・道悦島・阿知ヶ谷・東光寺・岸町・東町・上野田
- ・東野田・西野田・落合・尾川・大草・千葉

グループ4

（午前11時から11時30分）

- ・ばらの丘一丁目・ばらの丘二丁目・伊太・相賀・神座 鶴網・長島・川口・鍋島・丹原・二俣
- ・中平・小川・犬間・白笹・吹木・中講

グループ5

(午前11時30分から正午)

- ・本村・原の平・沼伏・色尾西・色尾東・旧初・谷口上・谷口下・大柳・中河・井口
- ・南原・岡田・月坂一丁目・月坂二丁目

金谷会場

1 日 時 令和5年6月25日(日) 午前9時30分から11時30分

※雨天延期 予備日7月8日(土) 午前9時30分から11時30分

2 場 所 島田消防署 金谷出張所

※消防署では一斉に点検をするスペースがないため、下記のとおり4つのグループに分け点検を実施することとします。お手数ではありますが、各グループの開始時間までに島田消防署金谷出張所にお越しください。

グループ1

(午前9時30分から10時)

菊川・神谷城・切山・金谷猪土居・金谷富士見町・金谷金山町・金谷新町・金谷坂町・金谷城山町・金谷南町

グループ2

(午前10時から10時30分)

金谷田町・金谷本町・金谷緑町・金谷古横町・金谷都町・金谷上十五軒・金谷下十五軒・金谷清水・天王・二軒家・金谷中町

グループ3

(午前10時30分から11時)

金谷扇町・金谷宮崎町・金谷栄町・金谷代官町・下志戸呂・金谷根岸町・金谷泉町・金谷東町・北五和

グループ4

(午前11時から11時30分)

横岡・竹下・牛尾・島・番生寺・上志戸呂・谷北地区・大代・下湯日

川根会場

1 日 時 令和5年7月2日(日) 午前9時30分から10時30分

※雨天延期 予備日7月9日(日) 午前9時30分から10時30分

2 場 所 野守の池(株式会社松井測量設計事務所前)

* 点検料 無料(ただし、修繕する場合は有償となることがあります。)

* 連絡先 プラザおおるり2階 危機管理課 危機対策担当 山下

電話 36-7143(当日は090-9228-7960) FAX 35-6000

* その他

- ・ 点検を希望する自主防災会は資機材を持参してください。
- ・ 資機材は、自主防災会名が分かるようにしてください。
- ・ 定期的に点検し、正常に作動することが確認されている自主防災会は 特に今回点検する必要はありませんが、例年総合防災訓練間近に作動しないという報告がありますので、この機会に点検を受けることを推奨します。
- ・ 点検する資機材の燃料は事前に自主防災会で入れておいてください。
- ・ 点検の結果、修繕が必要と判断された場合は、点検業者が資機材を持ち帰り、修繕を行います。修繕完了後に危機管理課から御連絡しますので、市役所から指定された場所まで取りにきてください。
- ・ 有償による修繕が必要となった際、掛かった費用は自主防災組織育成対策補助金の対象となりますので、忘れず申請していただきますようお願いします。
- ・ 延期や中止などにより日程の変更が生じた場合は、メール又は電話でお知らせいたします。

【問合せ先】

危機対策担当 山下 TEL. 36-7143

3 令和5年度 自主防災関係年間事業予定表

月	日	曜日	内容	場所	開始時間
5	11	木	第1回 自主防災会議（川根地区）	川根支所2階 大会議室	19:00
5	12	金	第1回 自主防災会議（金谷地区）	夢づくり会館 学習の部屋	19:00
5	18	木	第1回 自主防災会議（島田第1～第5地区、六合地区）	プラザおおるり 大会議室	19:00
5	19	金	第1回 自主防災会議（大津地区、北部地区、初倉地区）	プラザおおるり 大会議室	19:00
6	11	日	島田市水防訓練	大井川河川敷	9:00
6	18	日	土砂災害・全国防災訓練	阿知ヶ谷	9:00
6	24	土	資機材一斉点検（島田）※予備日 7月1日（土）	島田消防署	9:30
6	25	日	資機材一斉点検（金谷）※予備日 7月8日（土）	島田消防署 金谷出張所	9:30
6	30	金	令和5年度 自主防災組織育成対策補助金 交付申請書提出期限		
7	2	日	資機材一斉点検（川根）※予備日 7月9日（日）	野守の池（和船置き場付近）	9:30
7	6	木	第2回 自主防災会議（川根地区）	川根支所2階 大会議室	19:00
7	7	金	第2回 自主防災会議（金谷地区）	夢づくり会館 学習の部屋	19:00
7	13	木	第2回 自主防災会議（島田第1～第5地区、六合地区）	プラザおおるり 大会議室	19:00
7	14	金	第2回 自主防災会議（大津地区、北部地区、初倉地区）	プラザおおるり 大会議室	19:00
7	28	金	令和5年度 自主防災組織育成対策補助金 交付決定通知書発送予定日		
8	10	金	総合防災訓練実施計画書 提出期限		
8	27	日	島田市総合防災訓練	市内全域	
9	8	金	総合防災訓練訓練報告書 提出期限		
10	5	木	第3回 自主防災会議（川根地区）	川根支所2階 大会議室	18:30
10	6	金	第3回 自主防災会議（金谷地区）	夢づくり会館 学習の部屋	18:30
10	12	木	第3回 自主防災会議（島田第1～第5地区、六合地区）	プラザおおるり 大会議室	18:30
10	13	金	第3回 自主防災会議（大津地区、北部地区、初倉地区）	プラザおおるり 大会議室	18:30
10	下旬		地域防災訓練訓練計画書 提出期限		
12	3	日	地域防災訓練	市内全域	
12	上旬		地域防災訓練訓練報告書 提出期限		
1	5	金	令和5年度 自主防災組織育成対策補助金 実績調書・請求書 提出期限		
3	6	水	令和5年度 自主防災組織育成対策補助金 交付確定通知書発送予定		
3	下旬		令和5年度 自主防災組織育成対策補助金 補助金支出予定		

令和5年度第1回自主防災会議 提出物期限

月	日	曜日	内容	備考
5	31	水	令和5年度 水防訓練出席報告兼土のう配布希望報告書	
6	9	金	訓練用非常食配布希望回答書	
6	30	金	自主防災組織育成対策補助金交付申請書	
6	30	金	戸別受信機の管理者調査票	
6	30	金	衛星携帯電話管理者確認書	
7	7	金	風水害の発生を想定した情報伝達訓練実施報告書	
8	10	木	総合防災訓練実施計画書	
9	8	金	総合防災訓練訓練報告書	
			衛星携帯電話引継ぎ報告書	管理者変更時に提出

4 令和5年度 自主防災組織育成対策補助金について

本年度も自主防災組織を対象に、自主防災組織の防災力の向上を支援するために補助事業を実施します。令和5年度において、補助金の給付を希望する自主防災会は以下のとおり令和5年6月30日までに申請をお願いします。

- 1 補助対象期間
令和5年4月1日から令和5年12月31日までに発生した支出

- 2 補助割合

補助対象経費	補助率	限度額
自主防災組織運営費	2分の1以内	200,000円
防災倉庫費	2分の1以内	300,000円
物品購入費	2分の1以内	600,000円
資機材修繕費	2分の1以内	200,000円
備蓄食料購入費	2分の1以内	100,000円
防災リーダー育成費	10分の10	修了者数×3,000円
避難所運営会議開催費	10分の10	世帯数(P.12~13)×20円
連絡網等整備費	10分の10	一律2,000円
防災マップ作成費	10分の10	世帯数(P.12~13)×100円

- 3 提出物（様式集P.1~3）

- (1) 自主防災組織育成対策補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 見積書の写し等の参考資料（1品単価が5万円以上の場合）

- 4 補助申請書提出期限

令和5年6月30日(金)まで

- 5 補助金事業の年間予定

- 6月30日：補助金交付申請書提出〆切
7月28日：補助金交付決定通知書発送予定
10月上旬：補助金請求方法の説明（第3回自主防会議にて説明）
1月5日：補助金実績調書・請求書提出〆切
3月4日：補助金交付確定通知書発送予定
3月下旬：補助金入金予定日

- 6 注意事項

交付申請書を提出しないと、補助金の交付を受けることが出来ません。令和5年に物資の購入や修繕の予定等がある場合は、確実に申請をお願いいたします。

「避難所運営会議開催費」・「地域防災リーダー育成費」の申請忘れが毎年多く見受けられます。

年度末の請求時に請求金額の根拠として、領収書の写しを提出していただきますので、領収書は確実に保管しておいてください。

領収書の宛先は「〇〇自主防災会」としてください。

【問合せ先】危機対策担当 山下 TEL. 36-7143

各補助経費の対象（参考）

区分	用途
自主防災組織 運営費	・ 自主防災組織活動保険料・公会堂借地代 ・ 避難所運営費分担金・研修費・訓練運営費
防災倉庫費	倉庫設置費、倉庫棚設置費、倉庫用土地の借地代 ※倉庫解体処分料は対象外
物品購入費	・ 全ての防災に関わる物品 ※飲食に係る経費不可（会合の弁当代等）
備蓄食料購入費	・ アルファ化米、飲料水、ビスケットなどの備蓄食料
防災リーダー 育成費	・ 修了者数×3,000円
避難所運営会議 開催費	・ 世帯数×20円（一律） ※世帯数は別紙の組織別世帯数を参照してください。 ※避難所運営会議を開催する予定がある組織は、申請をお願いします。
連絡網等 整備費	・ 2,000円（一律）
防災マップ 作成費	・ 世帯数×100円 ※完成品のコピーの提出を求める場合があります。

※ 上記以外に補助の対象となるか不明なものに関しては、危機管理課 山下宛に御連絡ください。

記入例

様式第1号（第13条関係）

自主防災組織育成対策補助金交付申請書

令和5年6月30日

島田市長

自主防災会長の記名をお願いします。
ボールペンで記入してください

住所 島田市〇〇町〇〇番地
組織名 〇〇〇〇〇自主防災会
氏名 自主防災会長 〇〇〇〇

令和5年度において地域防災に係る組織強化を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

申請額は記入しないでください。

1 申請額 円

2 補助金を必要とする理由
地域防災に係る組織強化を図るため。

3 添付書類
(1)事業計画書
(2)収支予算書
(3)その他、見積書など

1品単価が5万円以上の場合は、見積書の添付をお願いします。

記入例

様式第1号（第5条関係）

事業計画書

1 事業の内容

実施予定時期	内容	備考
2ヶ月に1度 (偶数月) 9月~12月	自主防災会の開催 地域防災リーダー育成講座への参加	6回開催 延べ50人参加 1人参加
8月 12月	総合防災訓練の実施 地域防災訓練の実施	300人参加 300人参加
毎月	資機材点検	12回開催
7、9、11月	避難所運営会議の開催（〇〇自主防災会と共催）	延べ120人参加 3回開催
9、12月 7月~12月	連絡網等による情報伝達訓練 防災マップ作成に係る検討会	延べ60人参加 2回実施 全世帯 6回開催

※自主防災会で作成した事業計画がある場合（計画書の写しを添付）
※費用が発生しない行事についても記入してください。

自主防災会として、令和5年度の当該事業を完了する日を記入してください

2 事業完了予定年月日

令和5年12月31日

記入例

収支予算書

会議や反省会などに関する食事代は対象外

Aは予算額の1/2(100円未満切捨)
B(灰色の枠)は予算額と同額

(○○○○○自主防災)

区分		予算額	補助金申請額	算出基礎(説明)	
組織運営経費	A	自主防災組織運営費	30,000	15,000	資料印刷、公民館賃借料 避難所運営分担金
事業に要する経費	A	防災倉庫費	4,000	2,000	倉庫借地料 2名分
	A	物品購入費	300,000	150,000	AEDリース代
	A	資機材修繕費	40,000	20,000	発電機
業に要する経費	A	備蓄食料購入費	200,000		避難所用文具等の購入費や分担金は「自主防災組織運営費」へ ※あくまで世帯×20円のみ計上する
その他事業に要する経費	B	地域防災リーダー育成費	3,000	3,000	1人×@
	B	避難所運営費			世帯×@20
	B	連絡網等整備費			
	B	防災マップ作成費	30,000	30,000	300世帯×@100
Aの小計		489,000	244,500		
Bの小計		41,000	41,000		
合計		530,000	285,500		

防災マップの更新費用(紙・マジック代等)は「自主防災組織運営費」へ計上する。

※お願い※

1品単価が5万円以上のものは、見積書のコピーを添付してください。

5 令和5年度に期限が切れる非常食等の配付について

非常食の配付を希望する自主防災組織は、別紙回答書(様式集P. 6)に希望される備蓄食料を御記入いただき、6月9日(金)までに御提出をお願いします。

なお、非常食の配付を希望しない自主防災組織については提出の必要はありません。

1 提出物

回答書(別紙) ※御希望の場合のみ提出してください。

2 配付日時・場所

令和5年7月22日(土) 午前9時から11時まで：大津農村環境改善センター
(島田市尾川1番地)

令和5年7月23日(日) 午前9時から11時まで：抜里コミュニティ防災センター
(島田市川根町抜里318-1)

※配付する日時・場所・決定数については、自主防災組織ごとに異なりますので6月29日に市ホームページにて配付日時等を掲載いたしますので御確認ください。
検索ワード「島田市 自主防災会議」

3 配付物

アルファ化米(1箱50食入)	期限：令和5年 8月	200 箱
ビスケット(1箱60食入)	期限：令和5年 8月	71 箱
飲料水(1箱500ml ペットボトル24本入)		850 箱
	期限：令和6年 4月	

4 注意事項

- ・配付できる非常食等の数には限りがあります。防災訓練で非常食の使用を計画される場合は、柔軟に対応できるように御配慮の程よろしくをお願いします。
- ・希望数が配付可能な数を超過した場合には調整した数量で配付します。配付数は各自主防災会の世帯数を考慮し調整します。
- ・備蓄食料の消費期限は、総合防災訓練にて使用する分には問題ない程度の期間があります。

【問合せ先】危機対策担当 山下 TEL. 36-7143

6 「わたしの避難計画」について

【「わたしの避難計画」とは？】

「わたしの避難計画」とは、身の回りの災害リスクに対して「いつ」「どこに」避難するか、あらかじめ整理したものであり、目につく場所に貼っておくことで、いざというときの避難に役立つものになります。

洪水（河川氾濫）、土砂災害や地震、津波等といった複数の災害を対象とし、記載項目を避難のタイミングと避難先など必要最低限に絞ることで、住民が取り掛かりやすい内容にまとめています。

また、「わたしの避難計画」の利点として、作成が容易であるため、住民視点の意見を反映しやすく、地域に合った雛形を作成することができるという点が挙げられます。

【スケジュール】

令和5年度～令和7年度で、市内全世帯に「わたしの避難計画」を配布する予定です。

令和5年度 作成予定地区	13 地区の一次指定避難所の自主防災会 ・島田高校（河原町、稲荷1、4丁目） ・島田一小（稲荷2丁目、向谷町） ・島田一中（稲荷3丁目、三ッ合町、若松町） ・島田樟誠（向谷元町） ・島田二小（本通一丁目、大井町、本通二丁目、扇町、日之出町、向島町、宮川町、中溝町） ・島田三小（栄町、大川町、横井町、本通五丁目、新町通、本通六丁目、南町、高砂・宝来） ・島田二中（本通三丁目、幸町、本通四丁目、柳町、大津通、花みずき中央） ・島田商業（本通七丁目、新田町、祇園町） ・島田四小（元島田、元島田東町、松葉町） ・島田五小（旭町） ・六合中（道悦1、2、3丁目、高島町） ・六合小（道悦4、5丁目、東町の一部） ・六合東小（東町）
-----------------	--

【その他】

内容の変更や要望につきましては、地区ごと市から自主防災委員長様宛に打合せ等を依頼させていただきますので、その際に伺います。

【問合せ先】危機対策担当 櫻庭 TEL. 36-7143
FAX. 35-6000

「わたしの避難計画」

冷蔵庫や玄関など
目につく場所に
貼っておこう！



～作成ガイドで確認したことをメモしておこう～

大雨の時



河川氾濫



土砂災害

●避難のタイミング

●避難先

●情報収集手段（●を塗りつぶす）

- 牧之原市LINE
- まきのはらTeaメール
- 静岡県防災アプリ
- その他

山折り

巨大地震の時



自宅に津波が来る地域



自宅に津波が来ない地域

●避難のタイミング

強い揺れが収まったら**すぐに**
または
強い揺れを感じなくても
「津波注意報」や「津波警報」
「大津波警報」が発令されたら

●避難先

地震発生から

分以内に

に到着する

●避難のタイミング

強い揺れが収まったら

●避難先（集合場所）

※ 町内会で決められている場所

その後
に判断

→ 自宅が危険な場合は
指定避難所へ

→ 自宅にいても安全な場合は
自宅待機



河川氾濫による危険

(いずれか1つに☑をつけておく)



家屋流出のおそれあり

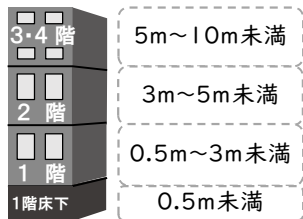
(家屋倒壊のおそれのある区域に居住)



浸水のおそれあり

(河川の浸水想定区域に居住)

{ [] } を [] で囲もう



危険なし



土砂災害による危険

(いずれか1つに☑をつけておく)



土砂災害のおそれあり

{ [] } を [] で囲もう

土砂災害警戒区域に住んでいる

土砂災害特別警戒区域に住んでいる



危険なし



いざという時には、
パニックにならないで
落ち着いて
確認、行動しよう！

自由記載欄（持ち出し品や、家族や親戚の電話番号 など）

巨大地震に備え、1週間分の
水・食料・生活必需品の備蓄をしましょう！





手順④ 巨大地震や津波が発生した時、自宅はどうなる？



地震・・・巨大地震の時には「震度6弱」以上の揺れが来ます。



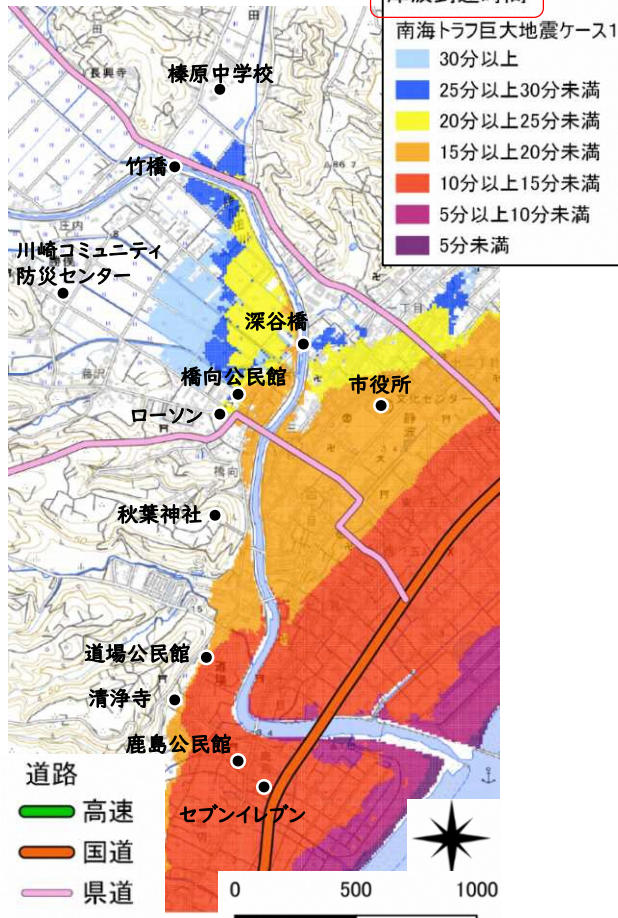
津波・・・ ① 自宅に、津波が「来るのか」、「来ないのか」？
② 揺れてから「どのくらいの時間で」津波が来るのか？
をマップで確認しよう！

<津波浸水想定区域>

牧之原市津波ハザードマップより

<津波到達時間>

国土地理院地図より



山折り

目次

大雨の時 (河川氾濫の危険・土砂災害の危険)

手順① 避難に時間がかかる人はいるかな？

1ページ

手順② 大雨の時、自宅はどうなる？

2ページ

手順③ 「避難先」、「タイミング」、「情報収集手段」は？

3ページ

巨大地震・津波が発生したら・・・

手順④ 巨大地震や津波が発生した時、自宅はどうなる？

4ページ

手順⑤ 「どこに」、「いつまでに」避難すればいい？

4ページ

完成みほん

赤文字の例のように書いていきます。

ガイドに沿って
これをつくっていくよ！



「わたしの避難計画」

～作成ガイドで確認したことをメモしておこう～

大雨の時

河川氾濫 土砂災害

避難のタイミング

「高齢者等避難」が発表されたら

避難先

自宅の2階へ行く

情報収集手段

牧之原市LINE

まきの(まろ)Teaメール

静岡県防災アプリ

その他

巨大地震の時

自宅に津波が来る地域

自宅に津波が来ない地域

避難のタイミング

強い揺れが収まったらすぐに

避難先(集合場所)

町内会で決められている場所

避難先

自宅が危険な場合は指定避難所へ

自宅に安全な場合は自宅待機

河川氾濫による危険

土砂災害による危険

家屋流出のおそれあり

家屋流出のおそれはないが、浸水のおそれあり

土砂災害のおそれあり

土砂災害警戒区域に所在している

土砂災害特別警戒区域に所在している

危険なし

危険なし

自由記載欄(持ち出し品や、家族や親戚の電話番号など)

(大雨の時) 2階に「持ち出し袋」と「防災トイレ」を持って行く！
くすりを持って行くことを忘れない！

巨大地震に備え、1週間分の水・食料・生活必需品の備蓄をしましょう！

手順⑥ 「どこに」、「いつまでに」避難すればいい？

津波が来る場合

「津波到達時間」までに、たどり着くことができる「避難先」に避難します。
「到達時間」と「避難先」を、「わたしの避難計画」に書こう！

津波が来ない場合

町内会で決められている「避難先(集合場所)」に一旦集合します。
「避難先(集合場所)」を、「わたしの避難計画」に書こう！

※避難先が分からない場合は、牧之原市HP「指定緊急避難場所(榛原地域)」で確認しよう！

手順① 避難に時間がかかる人はいるかな？

- ・ 高齢で歩くのがおそい方など「避難に時間がかかる人」がいる場合、早めの避難が必要です。
- ・ ひとり暮らしなどで、避難に「支援が必要な方」は、支援してもらう方を決めてお願いしておこう！

手順② 大雨の時、自宅はどうなる？

- ・自宅に災害の危険があるか
マップで確認しよう！



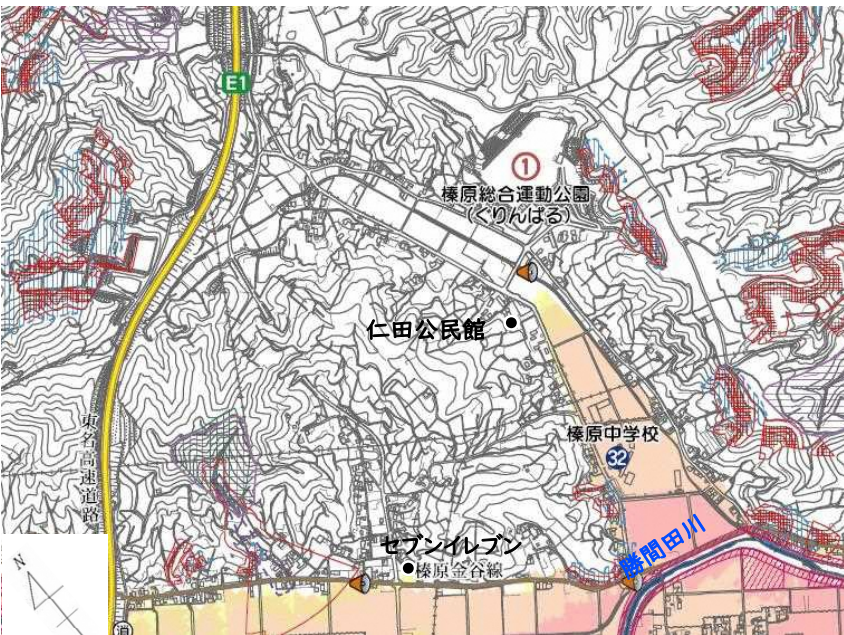
「河川氾濫」の危険について

浸水想定区域 Inundation area	
浸水深 5.0m~10.0m Inundation depth	
浸水深 3.0m~5.0m	
浸水深 1.0m~3.0m	
浸水深 0.5m~1.0m	
浸水深 0.3m~0.5m	
浸水深 0.3m 未満 Inundation depth less than 0.3m	
□ 浸水のおそれなし	
家屋倒壊のおそれのある区域 Areas where houses may collapse	
氾濫流 Flood flow	
河川浸食 River erosion	

「土砂災害」の危険について

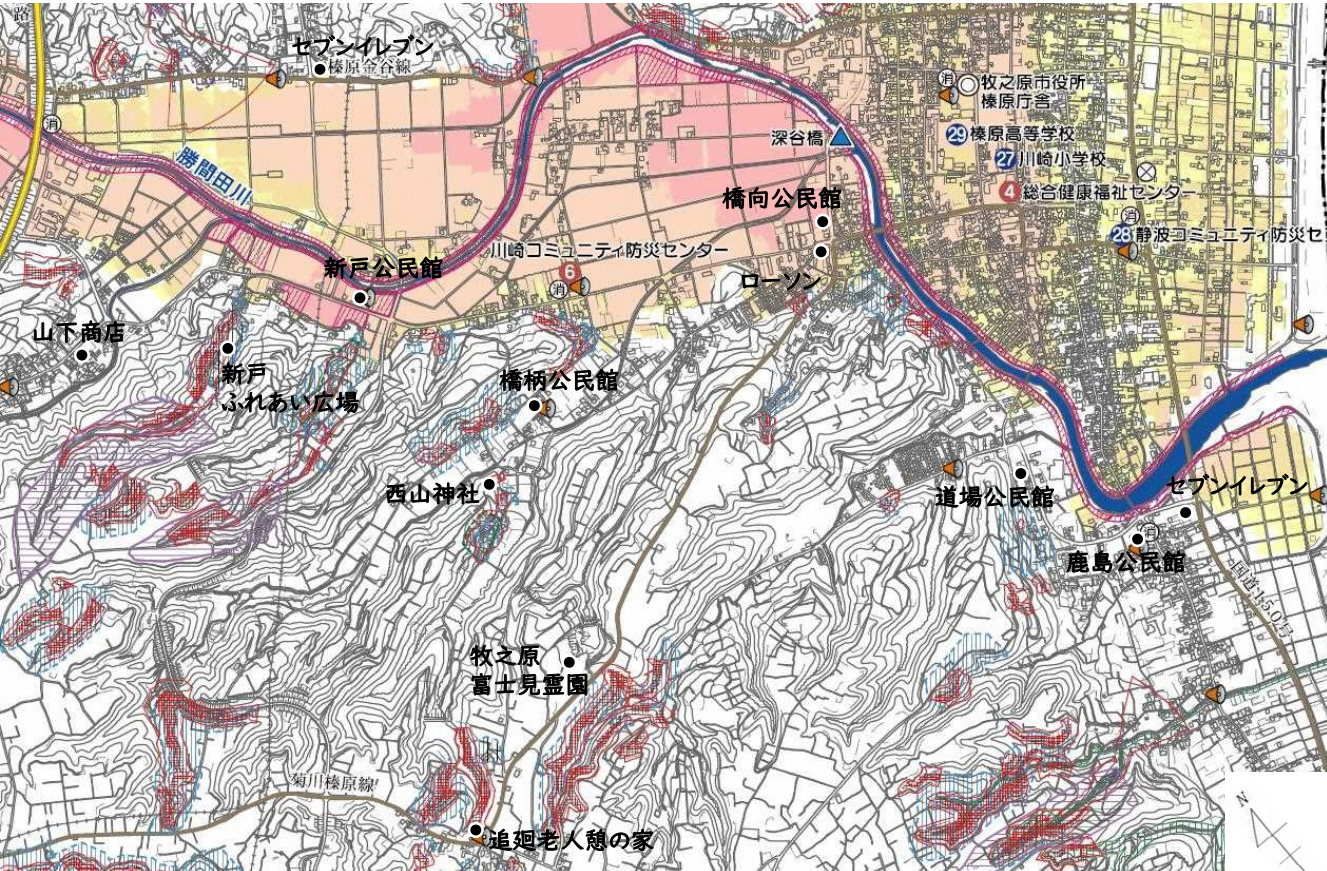
土砂災害危険箇所 Sediment disaster danger area	
特別警戒区域 Special warning zone	
警戒区域 Caution zone	

勝間田川左岸(仁田地区)



牧之原市河川洪水ハザードマップ(最大規模)より

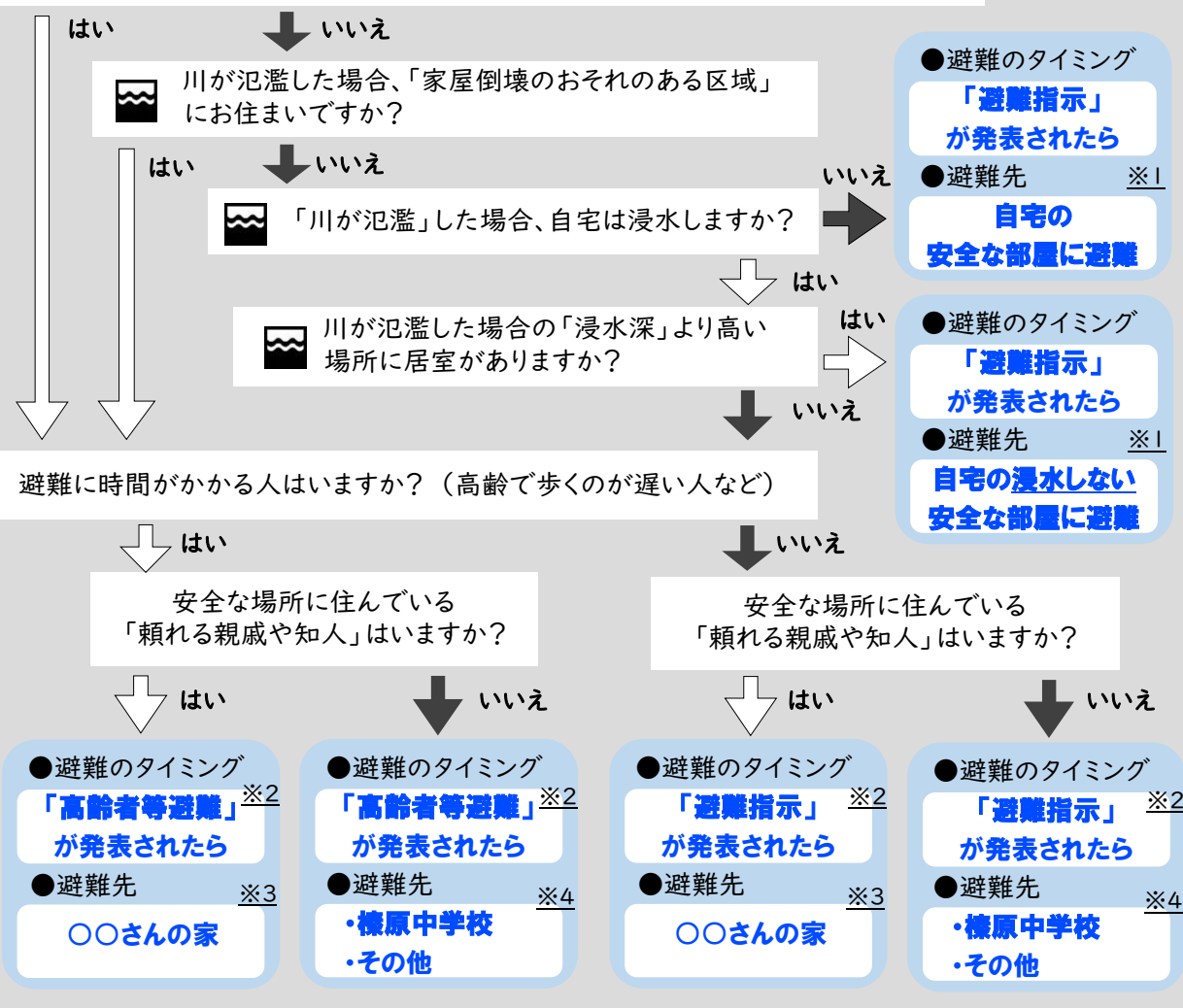
勝間田川右岸



手順③ 「避難先」、「避難のタイミング」、「情報収集手段」は？

- ① 下の図の矢印をたどっていき、たどりついた「避難先」と「避難のタイミング」を
「わたしの避難計画」に書き写そう！

「土砂災害」の危険がある場所にお住まいですか？(土砂災害警戒区域 など)



※1 水が引くまでの間の「飲み水・食料」や「簡易トイレ」などの持ち出し品を準備しておこう！
 ※2 高齢者等避難が発令されるよりも前に「自主避難所」が開設されている場合もあります。町内会長さんに聞いてみて、可能な限り早期の避難を心がけよう！
 ※3 親戚や知人の家には、安全に避難できるうちに避難しよう！
 ※4 被害状況によっては、椋原中学校以外の避難所が開設される場合もあります。下の「牧之原市LINE」や「まきのはらTeaメール」から避難所の開設情報を確認しよう！

② 「情報収集手段」を決めよう！

市内の高齢者等避難や避難指示、避難所の情報	県内の防災情報
牧之原市 LINE	静岡県 防災アプリ
まきのはら Teaメール	テレビ・ラジオ

7 島田市の初期水防体制について

1 異常気象時

島田市内に大雨・洪水注意報相当以上の降雨又は降雨が予想される場合は、市独自の水防体制指標による初期水防体制をとります。

2 初期水防班（組体制：10班40組）

組体制（第1配備体制）“職員3～5人体制”

- ・島田地区担当（3人）＝指標Aで出動
- ・金谷地区担当（2人）＝指標Bで出動

班体制（第2配備体制）“職員25人体制”

- ・川根地区担当（4人）＝指標Cで出動

※ 第1配備体制は大雨・洪水注意報相当、第2配備体制は大雨・洪水警報相当としますが、班長は将来的な気象状況を判断し適切な体制を編成します。

3 体制の執務場所

島田地区担当	} プラザおおるり3階 災害対策室	TEL 36-7188
金谷地区担当		
川根地区担当	川根支所2階 大会議室	TEL 53-3991

4 第1配備体制時業務（指標A、指標B）

- ① 関係機関への連絡
- ② 内水排水と外水の流入を防止するため水門操作

5 第2配備体制時業務（指標C）

- ① 自治会長へのメール又は電話連絡と地域の情報収集
- ② 公共土木施設及び農林業施設のパトロール

【水防体制指標】

（指標A～Cは、◎のいずれかに該当する場合）

指標	気象情報	体制
	異常気象情報なし	
A	◎時間雨量15mm以上 ◎ " 10mm以上かつ積算雨量50mm	島田：連絡→出動→作業→職場（自宅）待機 金谷：連絡→職場（自宅）待機
B	◎時間雨量30mm以上 ◎ " 10mm以上かつ積算雨量80mm ◎積算雨量100mm	島田：連絡→出動→作業→災害対策室待機 金谷：連絡→出動→作業→災害対策室待機 川根：連絡→職場（自宅）待機
C	◎時間雨量40mm以上 ◎ " 15mm以上かつ積算雨量100mm	班体制（複数班体制の場合も有り得る。） 川根：連絡→出動→川根支所待機
D	◎時間雨量20mm以上かつ積算雨量130mm	水防本部体制相当
E	大規模災害が発生 又は 発生の恐れがある場合	災害対策本部体制相当

【問合せ先】 危機対策担当 櫻庭 TEL. 36-7143

8 令和5年度島田市水防訓練の実施について(御案内)

令和5年度島田市水防訓練について、下記のとおり実施する予定です。この訓練では、浸水等を防ぐための土のう作りや積み方等の実践を予定しております。自主防災会の皆様におかれましても、積極的な御参加をお願いいたします。

なお、参加者を事前に把握したいため、御参加いただける自主防災会の皆様については、事前に出席報告をお願いいたします。

記

- 1 訓練日時 令和5年6月11日(日) 午前9時から午前11時まで
- 2 場 所 島田市南町地先 大井川河川敷(南町多目的広場)
- 3 参加機関 島田市消防団、島田市自主防災会、島田市 ほか
- 4 訓練内容
(予 定) ①訓練参加者による土のう準備工(土のうの作り方)
②島田市消防団による積み土のう工
③島田市自主防災組織による積み土のう工
④ドローン情報収集訓練 ほか
- 5 出席報告 訓練へ出席される自主防災組織・訓練後の土のうの配布を希望される自主防災組織は、別紙(様式集P.7)水防訓練出席報告兼土のう配布希望報告書の御提出をお願いします。
提出〆切 5月31日(水)
提出先 島田市 危機管理課 危機対策担当
提出方法は、電話(36-7143)、FAX(35-6000)又はメール(kikikanri@city.shimada.lg.jp)などをお願いします。
- 6 訓練中止 雨天実施。ただし、気象注意報、警報発令時等は中止とします。中止の決定をする場合は、当日午前7時に出席される自主防災会の代表者へ電話連絡いたします。
- 7 その他 駐車場は、次頁会場図の「水防訓練参加者駐車場」になります。
なお、駐車スペースが少ないため、自主防災組織では相乗りでお越しください。
また、訓練で使用した土のう袋を水害時に使用する目的で備蓄される自主防災組織は、午前11時から12時の間に会場へ取りに来てください。※積込みと運搬は、自主防災組織でお願いします。

【問合せ先】危機対策担当 櫻庭 TEL. 36-7143

令和5年度 島田市水防訓練会場地図



9 大規模風水害への対応について

＜島田市における対応＞

島田市では台風等により、市内において大雨が予想される場合など（P. 18参照）に水防本部を下記のとおりに設置し対応します。

1 本部配置箇所

島田・金谷地区：プラザおおるり3階 災害対策室
川根地区：川根支所2階 大会議室

2 対応事項

- ・市民への広報・報道対応
- ・避難情報の発令
- ・現地避難地班員職員の派遣・避難所の開設指示
- ・危険箇所の警戒・監視

3 避難情報

	発表時の状況
高齢者等避難	高齢者や要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況
避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 この避難情報が発令された場合、避難が必要な方は必ず避難を開始しなくてはならない段階です。

＜地元をお願いする対応＞

- 1 市から避難情報や気象情報について、注意喚起の連絡を自治会長へメール（水防メール）又は電話連絡で行いますので、地区の状況把握と情報収集の態勢をとってください。
- 2 市からの連絡事項は、自治会長から町内会長及び各組長等を通じて、全ての地区住民まで伝達できるよう連絡網の整備をお願いします。気象状況により、自主避難を呼び掛けることがあります。
- 3 町内会等が所管する公会堂や集会所等を、避難所として地域住民に開放をお願いします。
※避難所として開放した場合は、危機管理課（TEL. 36-7143）まで御連絡をお願いします。
※市内においても台風等の際、多くの住民が最寄りの公会堂へ避難したことがあります。
- 4 市が指定する小学校などの避難所が開設されましたら、避難者の確認・見守りのため、町内会（自主防災組織）等から避難所に数名の参集をお願いします。避難所での滞在時間は状況により判断してください。
- 5 各家庭において日頃から食料を備蓄していただき、台風等の一時的な避難に際して御持参してください。

【問合せ先】危機対策担当 櫻庭 TEL. 36-7143

10 風水害を想定した「情報伝達訓練」の実施について

豪雨等による浸水被害や土砂災害が各地で発生し、多数の死傷者を伴う甚大な被害が発生しております。住民の方々に、命を守るためには日頃の備えが不可欠であることを呼びかけるとともに、全国統一で行われる「土砂災害防止月間」に合わせて「情報伝達訓練」を各自治会・町内会において、実施していただきますようお願いいたします。

- 1 訓練実施期間 6月1日(木)から30日(金)まで
※ 期間中であれば、情報伝達訓練は、いつ行っていただいても構いません。
- 2 訓練実施内容
 - ・ 自治会長又は自主防災会長を起点とした情報を伝達する。
 - ・ 情報伝達を行うための伝達経路（連絡網等）の作成・確認※ 自治会長又は自主防災会長から、自治会町内会の各戸まで情報を伝達する訓練が理想ではありますが、地域の実情等により、役員までの情報伝達や伝達経路の確認等、可能な範囲で実施してください。
- 3 情報伝達内容
(例文)・市から避難指示が発表された。〇〇小学校避難所へ避難してください。
 - ・ 市街地においても浸水が予想される。2階の居室や堅牢な建物に避難するなど、身を守る行動をとってください。これは、情報伝達訓練です。
 - ・ 山の斜面と反対側の2階の居室や堅牢な建物に避難するなど、身を守るための行動をとってください。これは、情報伝達訓練です。
- 4 訓練実施報告
訓練を実施した自主防災組織は、別紙（様式集P.8）により報告をお願いします。

提出〆切	<u>7月7日(金)</u>
提出先	島田市 危機管理課 危機対策担当
その他	提出は、メール(kikikanri@city.shimada.lg.jp) FAX(35-6000)

【問合せ先】危機対策担当 櫻庭 TEL. 36-7143

11 令和5年度 島田市総合防災訓練について

島田市では毎年、防災週間に併せて総合防災訓練を実施しております。

8月27日（日）午前9時に、市内全域にサイレン吹鳴及び同報無線による広報を行い、各避難所に現地避難地班員を派遣します。

【訓練日時】

令和5年8月27日（日）9時から正午まで

※午前9時に市内全域へのサイレン吹鳴

【自主防災組織主催訓練の例】

○各家庭

- ・「家庭内DIG」の実施、「家庭内対策チェックリスト」による家庭内対策の具体的検証
- ・防災アプリ「静岡県防災」を活用した避難経路や時間を記録できる避難トレーニング等の実施
- ・自宅所在地の被害想定等の確認
- ・自宅の耐震化、ブロック塀の転倒防止、家具、家電の固定、ガラス飛散防止措置等の安全対策の確認・実施
- ・水、食料（7日分程度）、生活必需品、非常電源（乾電池等）、常備薬など備蓄品の点検、整備
- ・電話不通時の家族の安否確認方法（災害用伝言ダイヤル等）や集合場所（指定避難所等）の確認
- ・市町等の防災情報メールサービスへの登録、「黄色い旗」の用意など、災害時の情報収集、伝達手段の確保
- ・消火器、消火剤の使用期限等の確認
- ・山がけ崩れに備えて、海拔表示、最寄りの指定緊急避難場所、避難ルート確認
- ・夜間の災害発生を想定した照明具、避難ルートの確認
- ・地域の自主防災組織が実施する防災訓練への参加

○自主防災会

- ・地域の危険箇所等の把握、地域の防災対策の理解、検討
- ・「自主防災組織本部運営マニュアル」を活用した自主防災組織本部の開設、運営訓練
- ・山がけ崩れからの避難訓練（「率先避難者」による避難誘導を含む）と早い段階での自主避難の検討
- ・高齢者、障害者等の避難行動要支援者名簿の作成と避難支援の検討
- ・被害情報の収集、市本部への報告（防災無線を活用）
- ・防災資機材の点検と取扱い訓練
- ・避難所開設訓練
- ・被災後も在宅で暮らす住民の状況把握及び生活・物資支援等の訓練
- ・その他地域の特性に応じた訓練

【自主防災会協力依頼内容】

- 災害対策本部への情報伝達訓練（各自主防→避難所派遣職員→市災害対策本部）
災害対策本部との情報伝達訓練として、訓練参加人員数を避難所派遣職員へ報告してください。

【訓練に関する計画・報告の提出】※第一回自主防災会議様式集掲載

- 令和5年度総合防災訓練 実施計画書（様式集P.4）
提出期限：令和5年8月10日（木）
- 令和5年度総合防災訓練 訓練報告書（様式集P.5）
提出期限：令和5年9月8日（金）

【問合せ先】 危機対策担当 進士・藺田 TEL. 36-7143

12 役員の変更に伴う同報無線戸別受信機の引継ぎについて

島田市では、自主防災会長が同報無線による情報を確実に受けることが出来るように、会長宅に戸別受信機を設置させていただいております。

つきましては、役員の変更がある自主防災組織においては、前任の自主防災会長から戸別受信機をお受け取りいただけますようお願いいたします。

また各地区により対応が一部異なる場合がございますので、以下を御確認ください。

<島田地区>

島田地区では、自主防災会長の御自宅に戸別受信機を設置して、同報無線の放送を屋内でも聞けるようにしております。なお、自主防災会長が変更したときは、旧会長から新会長へ戸別受信機の引渡しをお願いします。

また、戸別受信機の引渡しに伴い、無線の聞こえが悪い場合は外部アンテナを設置させていただきますので、別紙調査票（様式集P.9）を記入し危機管理課まで御提出ください。

<金谷地区>

金谷地区では、市町合併前に戸別受信機が全戸に貸与されていますが、合併後の転入により、自主防災会長の御自宅に戸別受信機が設置されていない場合は、代替機が用意できないため、防災メールや公式ラインにて情報を得るようお願いいたします。

また、市から貸与した戸別受信機を持っている自主防災会長が変更した場合は、新会長へ戸別受信機の引渡し又は市への返却をお願いしております。

なお、その際には、併せて別紙調査票（様式集P.9）を記入し、危機管理課まで御提出ください。

<川根地区>

川根地区は、同報無線の孤立が想定される世帯や難聴世帯に戸別受信機が設置されています。自主防災会長の御自宅に戸別受信機が設置されていない場合は、代替機が用意できないため、防災メールや公式ラインにて情報を得るようお願いいたします。

また、市から貸与した戸別受信機を持っている自主防災会長が変更した場合は、新会長へ戸別受信機の引渡し又は市への返却をお願いしております。

なお、その際には、併せて別紙調査票（様式集P.9）を記入し、危機管理課まで御提出ください。

各地区ともに戸別受信機調査票は令和5年6月30日(金)までに御提出ください。

【問合せ先】 危機対策担当 藺田 TEL. 36-7143

13 衛星携帯電話の管理について

島田市では、災害時に孤立してしまう可能性のある集落へ衛星携帯電話を貸与しております。衛星携帯電話は停電などにより電話基地局がダウンした際の重要な連絡手段にもなりますので、台風等により災害のリスクが高まる出水期前に確実に問題なく機器の設置及び通信ができるかの確認をしてください。確認により不具合や十分な充電がされない場合は、市で交換を行いますので御連絡ください。

また、各町内における衛星携帯電話の管理者を別紙（様式集P.10）により令和5年6月30日（金）までに御報告願います。役員の交代などにより衛星携帯電話の管理者が変更される際は、その都度、別紙様式（様式集P.11）により危機管理課へ御連絡いただきますようお願いいたします。

1 衛星携帯電話の管理場所について

以前は管理者のお宅に機器を保管して管理をしていましたが、災害等により実際に衛星携帯電話を使用する際に、管理者が不在の場合でも使用できるよう、保管場所については地区公会堂などにするようお願いいたします。

また、衛星携帯電話を使用するにはアンテナを正確な方向に向ける必要があります。使用する（できる）場所をあらかじめ調べておき、使用する際にすぐ使用できるよう場所や向きを明確にしておいてください。

2 バッテリーの取り扱いについて

- ・電池残量なしの状態（本体の電源が入らないほど消費している状態）で保管しないでください。
- ・コンセントに繋いだまま保管しないでください。

→バッテリーの性能や寿命を低下させる原因になります。

3 普段の管理方法

- ①充電を行い、電源を切ってコンセントも外した状態で保管してください。
 - ②3カ月に1度バッテリーの容量をチェックし、減っているようなら充電をしてください。
- 【問合せ先】危機対策担当 藺田 TEL. 36-7143

1. 衛星携帯電話貸与地区一覧

	自主防	町内	電話番号
1	白笹	大平	080-1572-9443
2		西向	080-1618-0783
3		大森	080-1569-2014
4		白井	080-1572-9444
5	小川	小川	080-1555-0277
6		桧峠	080-1572-9441
7	二俣	二俣	080-1572-9445
8	中平	中平	080-1572-9446
9	犬間	犬間	080-1572-9447
10	千葉	千葉	080-1572-9448
11	鍋島	鍋島	080-1618-0587
12	丹原	丹原	080-1572-9449
13	川口	川口（山の家）	080-1572-9450
14	長島	長島	080-1572-8451
15	大代	安田	080-1572-9452
16		粟島	080-1572-9453
17		庄司	080-1572-9454
18	北五和	神尾	080-1572-9455
19		高熊	080-1572-9456
20		福用（北五和会館）	080-1572-9457

	自主防	町内	電話番号
21	大和田 前山	前山	080-1572-9458
22	越地	切山	080-1572-9459
23	塩本	塩本	080-1572-9460
24		峰	080-1568-6320
25		市尾	080-1572-9461
26		雲見	080-1572-9462
27		倉平	080-1572-9463
28	一色	一色	080-1572-9464
29	上河内	上河内	080-1950-5186
30	笹間下	桑の山	080-1572-9465
31		高日向	080-1572-9442
32		日向	080-1572-9466
33		三並	080-1572-9467
34	笹間 中央	出本	080-1572-9468
35		石上	080-1572-9469
36	身成 第二	久奈平	080-1572-9470
37	笹間 篠上	日掛	080-1618-1699
38		粟原	080-1572-9471
39		二俣	080-1572-9472

14 令和5年度 島田市地域防災リーダー養成講座について

島田市では、地元地域に対して防災に関する指導や情報提供を行う人材を養成し、自主防災組織の活性化を図ることを目的に「地域防災リーダー養成講座」を開催しております。

ついては、各自主防災会から受講者を選出していただきたくお願い申し上げます。

なお、例年9月上旬から12月上旬までの期間で開催していますが、大雨等の気象状況により開催時期等に変更が生じる可能性があります。

各自主防災会への受講者選出依頼・講座日程等の詳細については、第2回自主防災会議（7月予定）にてお知らせします。（8月中旬を目途に受講者の報告をいただく予定です）

【目的】

自主防災組織の災害対応力の強化及び地域の防災力向上を図ることを目的とする。

【受講期間】

令和5年9月から令和5年12月まで（月2～3回程度）

※詳細な日程は第2回自主防災会議にてお知らせします。

【対象】

自主防災組織が選出する防災リーダーとして活動していただける方

※過去には女性や高校生の方も受講されています。

【その他】

- ・ 市からの費用弁償、報酬等はありません。ただし、自主防災組織育成対策補助金により修了者一人につき3,000円の補助金を所属する自主防災会へ交付します。
- ・ 受講修了者は、地域防災リーダーとして、市が作成する地域防災リーダー名簿に登録されます。
- ・ 県認定の地域防災指導員名簿へ個人の希望により登録することができます。

○昨年度のメニュー

- ・ 島田市の防災体制について/プロジェクトTOUKAI-0
- ・ 自主防災活動について/避難所運営について
- ・ 防災資機材の取扱研修
- ・ HUG（避難所運営ゲーム）
- ・ 南海トラフ地震（東海地震）と被害想定について/原子力災害対策について
- ・ DIG（災害図上演習）
- ・ 浜岡原発視察研修
- ・ 普通救命救急講習
- ・ 土砂災害について/水害対策・避難判断マニュアル

【問合せ先】

危機管理担当 永田 TEL. 36-7320

15 令和5年度 家具等転倒防止事業について

阪神淡路大震災や東日本大震災を始め、近年の大震災においては、建物の倒壊と併せて家具等の下敷きによる犠牲が数多く報告されています。

島田市では、地震への防災対策事業の一つとして、高齢者や障害者等が居住する家庭内の家具等に転倒防止金具を取付けて固定する「家具等転倒防止事業」を実施しています。

記

1 事業の対象となる世帯

- ア 65歳以上のみの世帯（一人暮らし世帯を含む）
- イ 身体障害者手帳の交付を受けている障害者、または療育手帳の交付を受けている知的障害のみの世帯
- ウ 過去に同事業を利用していない世帯

2 事業内容

- ア 島田市が委託した建築業者が、家具等を床、柱、壁等に固定するための金具を取り付ける。
- イ 取り付ける金具は、一つの家具の転倒防止のために必要な総数を1組として、1軒3組までとする。（特殊な取付け金具は除く）

3 金 額

無料

※ただし、テレビ、冷蔵庫の固定など、特殊な取付け金具を使ったものは別途金具代がかかる場合があります。

4 申込方法

- ア 家具等転倒防止事業実施申請書に必要事項を御記入の上、危機管理課、金谷地域総合課又は川根地域総合課までお申し込みください。
- イ 申込書は上記各施設に備えてあります。
- ウ 書き方、諸注意は記入例を御覧ください。

5 申込期限 随時受付

（※ただし、日程調整等により施工までに時間がかかる場合があります。）

【問合せ先】 危機管理担当 永田 TEL. 36-7320

様式第1号（第6条関係）

家具等転倒防止事業実施申請書

令和5年 6月1日

島田市長

住所 島田市中央町5-1
 申請者氏名 島田 太郎 ㊟
 電話番号 0547-36-7320

下記の条件の下で、転倒防止金具等の取付けを受けたいので、次のとおり申請いたします。

1 世帯の状況	居住者氏名	年齢	適用の詳細
	(世帯主) 島田 太郎	67	
	島田 花子	64	身体障害者手帳あり
2 家屋の所在地	島田市 中央町 1-1		
3 家屋の所有状況	1 持家 <input checked="" type="radio"/> どちらかに○をつける 2 借家 (※借家の場合は5の承諾が必要です。)		
4 固定を希望する家具等の種類等	1箇所目	2箇所目	3箇所目
	ダンス	食器棚	書棚
5 家主の承諾	私が所有する家屋に、転倒防止金具等を取り付けることを承諾いたします。		
	家主又は管理者	住所	島田市中央町1-1
	氏名	島田 一郎 ㊟	

申請者と家主が違う場合のみ記入

身体障害者手帳の交付を受けている障害者、または療育手帳の交付を受けている知的障害者のみの世帯はその旨記入（手帳で本人かどうかわかるページをコピーして添付）

(取付けの条件)

- 取り付ける金具等の単位は、1つの家具に転倒防止のために必要な金具等の総数を1組とし、世帯につき3組までとする。また、テレビ等固定の際には、専用のバンドを申請者が自費により準備すること。
- 借家を明け渡す際には、この事業で取り付けた金具等の取外しを申請者が行うこと。
- 市及び取り付け業者は、この事業実施後の苦情や紛争に対して、一切の責めを負わないこと。
- 市及び取り付け業者は、この事業で固定された家具等の転倒等による損害が生じた場合でも、一切の責めを負わないこと。

島田市命を守る安全空間整備費補助金

地震発生時に命を守る安全な空間を住宅内に確保するため、耐震シェルターや防災ベッドを設置する方に、補助金を交付します。



補助額について

- 1 耐震シェルターは、本体経費 25 万円と床下補強工事費 5 万円をそれぞれ限度とし合計 30 万円を限度とする。
- 2 防災ベッドは、本体経費 25 万円を限度とする。

補助対象者について

- 1 市内に住所を有している者であること。
- 2 次に掲げる要件のいずれにも該当する住宅の所有者又は居住者であること。
 - (1) 市内に存するものであること。
 - (2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅又は同日において工事中であった木造住宅であって、居住の用に供している地階を除く階数が 2 以下のもの（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものにあつては、居住用に使われている部分の床面積の割合が当該住宅の延べ床面積の 2 分の 1 以上のものに限る。
 - (3) 耐震診断（わが家の専門家診断事業又は島田市既存建築物耐震性向上事業）の結果、耐震評点が 1.0 未満であり、かつ、耐震診断の後に耐震補強工事を行っていないものであること。
 - (4) 居住者の所有でない住宅又は共有である住宅にあつては、設置について所有者又は他の共有者の承諾を得ているものであること。
- 3 この制度又はその他市の補助金の交付を受けて設置をしたことがない者であること。
- 4 本制度の利用は令和 6 年 3 月 31 日までとする。

申請までの準備について

耐震診断(建築住宅課まで) ⇒ 業者への見積依頼 ⇒ 設置予定である部屋の写真 ⇒ 申請書